

商品概要説明書

(平成20年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ 年金定期預金
2. ご利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行で公的年金（国民・厚生・共済・労災各年金）をお受取りの方で、定期預金の満期まで継続して当行に公的年金振込があり、かつ新規に定期預金を預入される方。（新規に公的年金受取を指定する方を含みます。） ・ 制度上、公的年金の受給資格をもたない満65歳以上の在日外国人の方については、年金受給資格者に準じて取扱います。
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年のみ ・ 預入時のお申し出により自動継続（利払式のみ）の取扱いができます。この場合、満期日（継続日）に期間1年のスーパー定期に自動的に継続します。ただし、満期日（継続日）時点で当行が年金定期預金の取扱いをしており、かつ「2. ご利用できる方」および「5. 預入方法」の条件を満たしている場合は、引続き年金定期預金に継続します。
4. 取扱期間	・ 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
5. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金をお受取りいただいているお取引店の窓口で、100円以上1円単位1人200万円以内でお預入れできます。 ・ 在日外国人の方も複数店舗でのお取扱いはできません。
6. 払戻方法	・ その定期預金をお預入れいただいた営業店の窓口にて、満期日以後に元金と利息を一括して払戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入時の利率（スーパー定期預金1年ものの店頭表示レート+0.20%）を満期日まで適用します。（固定金利） ・ 満期日（自動継続する場合を除きます。）経過後に解約するときは、満期日から解約日までの利率は解約日の普通預金利率を適用します。 ・ 自動継続扱いの場合の継続後の利率は、継続日における期間1年のスーパー定期の店頭表示利率を適用します。ただし、「3. 預入期間」中の引続き年金定期預金に継続できる場合においては年金定期預金の利率を適用します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。 ・ 分離課税（国税15%、地方税5%）となります。 ・ 法令に定められた条件を満たすお客さまの場合は、所定の手続きによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。
8. 付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた別表に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。
10. 預金保険の適用	・ 適用されます。（1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
11. その他参考となる事項	・ 自動機での預入はできません。